

千葉県栄養士会栄養ケアステーションの管理栄養士による、CKD外来栄養食事指導ができるようになりました！

診療所の皆様

外来栄養食事指導をバックアップいたします

公益社団法人千葉県栄養士会栄養ケア・ステーション®

診療所における外来栄養食事指導は、公益社団法人千葉県栄養士会栄養ケア・ステーションの管理栄養士が実施できます。

栄養食事指導ができる管理栄養士を探して欲しい

どこに相談したらいいかわからない

栄養食事指導が必要な患者がいる

必要な日に必要な時間だけでもいいのかなあ

(公社) 千葉県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します。

外来栄養指導料

(1) 初回250点 (2) 2回目以降190点
 ※初回の指導を行った月にあたっては月2回、その他の月にあたっては月1回
 令和4年度の診療報酬改定で外来栄養食事指導料2が見直され、情報通信機器等を用いて指導を行った場合も、初回から算定できるようになりました。
 情報通信機器等を用いた場合 (1) 初回225点 (2) 2回目以降170点

管理栄養士ご紹介について

公益社団法人千葉県栄養士会栄養ケア・ステーション®

- 千葉県栄養士会栄養ケア・ステーションに相談

栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。直接伺うか、お電話等でご説明させていただきます。

【連絡先】公益社団法人千葉県栄養士会栄養ケア・ステーション
 E-mail chiba.eiyoucarestation@gmail.com
 ☎043-256-1117
 〒264-0036 千葉市若葉区殿台町122
- 「業務委託契約書」を交す
- 栄養食事指導の依頼

「栄養食事指導申込書」を栄養ケア・ステーション宛にメールかFAXか郵送でお送りください。受領についてお返事いたします。
- 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーション外来栄養食事指導登録員（担当管理栄養士）よりご連絡いたします。
- 栄養食事指導の実施

担当管理栄養士が貴院にお伺いいたします。

 - ・栄養指導の報告書の提出
 - ・次回の予約
- 業務委託費用の精算

料金につきましては、公益社団法人千葉県栄養士会栄養ケア・ステーション料金表をご覧ください。

診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても介護報酬・診療報酬の請求はできませんのでご注意ください。

※ まだ派遣できる管理栄養士が確保できていない地域もありご希望に添えない場合もございますが、順次増員中ですので、是非お問い合わせ下さい